



育休報告



当会では、2歳未満の子を養育する会員に対し、子の出生日から2年以内に申請することにより、12か月分（多胎出産の場合は18か月分）の会費免除を行っています。

本コーナーでは、当該免除制度を利用した会員の報告書をご紹介します。

No.
67

サポートなしには乗り切れない 産前産後、仕事復帰

女性会員（73期）

私は、第1子出産予定の1か月前から休業に入り、産後4か月から仕事に復帰しました。休業期間中の事件処理は共同担当の先生にご負担をおかけしながら、乗り切ることができました。事務所にも、郵便物やFAXをデータで転送するサポートや事務所経費について配慮をいただき助かりました。仕事復帰後は、ベビーシッターや家事代行等の外注サービスを利用してなんとか日々を回しています。

収入面に関しては、個人事業主であり、休業中は収入がほぼなしだったので、会費免除制度のおかげで経済的不安が少し和らぎました。もっとも、復帰したとはいえ、保育園のお迎え後に子どもが寝るまでほぼ仕事はできない、子どもの体調で急なお迎えや欠席が発生する等、出産前と同じような働き方はできていません。外注サービスの支出がかさむ一方で、しばらくは収入が少ない状態が続く見込みです。会費免除までいかなくとも、もう少し長い期間、会費減額等があるとありがたいです。

また、産休・育休期間中に国選当番や法律相談担当の名簿掲載を一時的に外す制度があると良いと感じました。名簿抹消を行うと再登録に研修が必要だったり産後に復帰した際の受任ルートが途絶えてしまったりするため、なんとか交代調整を行いました。しかし、名簿の中には公益活動的な意味合いがあるものもあり、産休・育休を機に撤退する先生も少なくないのではないかと思いました。

「早期独立・産休育休明け
弁護士等に関する
経済的支援制度」の案内

No.
68

ハードモード育児を 乗り越える秘訣

女性会員（74期）

私は生後2か月で子どもを保育園に入れ、現在はフルタイム・業務委託契約で、法律事務所に勤務しています。夫も激務気味の法律事務所で弁護士をしています。両実家とも遠方で、親を頼りにすることはできません。そのため、毎週土曜日に4時間、同じベビーシッターさんに来ていただくという工夫をしています。娘もとても懐いていますし、その間に仕事を片付けることができて助かっています。とはいっても夜中に仕事をすることも多く、日常的に非常に睡眠不足ですが、2人とも健康で体力があることと、若い（29歳と30歳）ことが幸いしてなんとかなっています。若くして子どもを持つことでキャリアに影響が出ることにためらいを感じた時もありましたが、働きながらの育児は体力勝負なので、若いうちに出産したことにメリットを感じています。

ほかに、病児保育のシッター会社とも契約しています。月会費はとても高いですが、当日に予約してもほぼ100%来ていただけて、私は別室で在宅勤務をすることができます。

実家の親を頼れない私たちの育児は、保育園とシッターさんを頼ることで成り立っています。いろいろな人に育ててもらっているおかげで娘は全然人見知りをせず社交的で愛嬌たっぷり（？）に育っています。

NF